

関税法基本通達

第7章 収容及び留置

(指定保税地域又は保税蔵置場等にある貨物の収容)

80-1 法第80条第1項第1号及び第3号の3に掲げる貨物の収容については、次による。

(1) 指定保税地域に入れた日から1カ月を経過した貨物又は保税蔵置場、保税工場若しくは総合保税地域に入れた日から3カ月（保税蔵置場については、やむを得ない理由があると認めて、前記43の3-6により税関長が指定した期間を含む。）を経過した貨物で蔵入れ、移入れ又は総保入れの承認を受けない貨物のうち、次に掲げる貨物については、原則として収容するものとする。

イ 非自由化品目以外の貨物

ロ 非自由化品目で輸入承認がある貨物

(2) 輸出の許可を受けた貨物は、上記(1)に準じて取り扱うものとする。

(保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域にある貨物の収容)

80-2 法第80条第1項第2号、第3号又は第3号の2に掲げる貨物については、法第43条の2、法第57条の蔵置期間（法第43条の2第2項（法第61条の4で準用する場合を含む。）又は法第62条の9の蔵置期間（法第62条の15の規定により蔵置期間の延長を承認したときは、その指定期間））を経過したときは、その期間経過後速やかに収容する。ただし、非自由化品目で輸入承認のある貨物のうち、加工貿易原材料の輸入割当を受けた貨物、その他輸入承認の際に国内に引き取ることにについて特別の条件が付されている貨物については、経済産業省と協議のうえ収容するものとする。

(保税地域等の許可消滅後の蔵置貨物の収容)

80-3 法第80条第1項第4号及び第5号に掲げる貨物の収容については、前記80-1に準じて取り扱うものとする。

(収容しない貨物)

80-4 法第69条の11第1項各号に掲げる物品（公売することにより結果的に同項第9号に該当することとなるものを含む。）、他の法令により輸入が禁止されているもの及び収容しようとする貨物の売却代金が収容に要する費用等を超える見込みがないものについては、上記80-1から80-3までの規定にかかわらず、原則として、収容を行わないものとする。

(貨物の収容の延期)

80-5 指定保税地域、保税蔵置場又は総合保税地域に入れられた貨物で次に

掲げるものについては、次の各号に掲げる期間に限り、その収容を延期することができるものとする。

- (1) 指定保税地域にある輸入貨物で、税関においてやむを得ない事情があると認められるものについては、法第 80 条第 1 項第 1 号に規定する 1 月を経過した日から原則として、2 月以内の期間
- (2) 輸出貨物でプラント出荷又は貨物の集荷、配船等の事情からみて、税関においてやむを得ないと認められるものについては、上記(1)の期間にかかわらず、税関において適当と認める期間

(搬出命令を受けた貨物の収容)

80－6 法第 80 条第 1 項第 6 号に掲げる貨物の収容については、その貨物が内国貨物であるときは、原則として指定期間経過後直ちに収容するものとし、その貨物が外国貨物であるときは、前記 80－1 に準じて取り扱うものとする。

(再収容貨物)

80－7 法第 80 条第 1 項第 7 号に掲げる貨物については、その期間経過後直ちに収容するものとする。

(収容の公告)

80－8 収容した貨物が定率法第 16 条第 1 項各号に掲げる外交官用貨物等である場合又はその他の貨物であって将来争いの生ずるおそれがあると認められる場合においては、官報に掲載して公告するとともに、併せて税関官署の見やすい場所に掲示するものとする。

(収容の通知)

80－9 貨物を収容する際における貨物の管理者への通知は、原則として、口頭で足りるものとし、法第 80 条第 2 項の規定により収容の期間を短縮して貨物を収容した場合における法第 80 条第 3 項の規定による通知は、「緊急収容通知書」(C－6000)により行うものとする。

(仮差押え等を受けた貨物の収容)

80－10 民事保全法(平成元年法律第 91 号)その他の仮差押え及び仮処分の執行に関する法令の規定により仮差押え又は仮処分の執行を受けた貨物又は国税徴収法(昭和 34 年法律第 147 号)の規定により差し押さえられた貨物を収容する場合の取扱いは、次による。

- (1) 令第 70 条第 2 項の規定により裁判上の仮差押え又は仮処分の執行を受けた貨物を収容した際に行う通知は、便宜、「緊急収容通知書」の標題等を訂正のうえ使用するものとする。

なお、裁判上の仮差押え又は仮処分の執行を受けた貨物には、執行官のした表示があるので、注意する。

- (2) 国税徴収法の規定により差し押さえられた貨物を収容する場合においても、上記(1)に準じて差し押えをした税務署に通知するものとする。

(収容に関する用語の意義)

80 の 2 - 1 法第 80 条の 2 第 3 項に規定する用語の意義については、次による。

- (1) 同項本文に規定する「税関が管理する場所」とは、税関所属の行政財産である収容倉庫及び税関が借り受けて管理する収容倉庫をいう。
- (2) 同項ただし書に規定する「その場所に保管することが困難又は不適當であると認められる貨物」とは、大量貨物、運搬により損傷のおそれがある貨物、保管に特殊な設備を要する貨物（例えば、生鮮魚介類）等をいう。

(貨物の現場収容の場合における保管契約)

80 の 2 - 2 法第 80 条の 2 第 3 項ただし書の規定により、その貨物の置かれている場所において収容する場合においては、税関は収容の日においてその場所の管理者と新たな保管契約を締結するものとする。この場合において、その場所が自家用の保税地域であるときは、その保管料について無償とする契約を締結して差し支えない。

(収容の効力の発生時期)

81—1 法第 81 条第 1 項《収容の効力》にいう収容の効力は、税関が貨物の引渡しを受けて占有した時に発生する。

(国税徴収法の規定による差し押えと収容の効力)

81—2 収容しようとする貨物が国税徴収法の規定により差し押さえられた貨物であつてもその収容の効力は妨げられないので、留意する。

(天然果実に対する収容課金の起算日)

82—1 法第 81 条《収容の効力》の規定により収容の効力の及ぶ天然の果実に対する法第 82 条《収容課金》に規定する収容課金の起算日は、その生じた日とする。

(収容課金に関する用語の意義)

82—2 令第 70 条の 2 により収容課金の額を算出する場合における用語の意義については、次による。

- (1) 同条第 1 項に規定する「収容貨物の重量又は容積」とは、その貨物の収容時における総重量又は総容積をいう。
- (2) 同条第 3 項に規定する「公売若しくは随意契約による売却の日」とは、公売による落札者が決定した日又は随意契約による契約が成立した日をいう。

(収容貨物の保管期間)

83—1 令第 70 条の 3 第 2 項に規定する収容貨物の保管期間は、その貨物を収容倉庫に搬入した日から起算し、その貨物の搬出の日の前日までの期間とする。

なお、この場合において、貨物の収容の解除が貨物の収容と同日に行われる場合には、保管期間はないこととなるので、留意する。したがって、収容課金は徴収しない。

(収容解除の申請)

83—2 収容解除の申請は、令第 71 条《収容解除の承認の申請》に規定する事項を記載した「収容貨物解除承認申請書」(C—6010) 2 通を提出して行わせ、承認したときはうち 1 通に承認印を押なつし、承認書として申請者に交付する。

(収容貨物解除承認申請書の添付書類)

83—3 令第 71 条第 2 項《収容貨物解除承認申請書の添付書類》に規定する「貨物の引取りが確実であることを証する書類」とは、輸入許可書、輸入許可前引取承認書、輸出許可書、積戻し許可書、運送承認書、蔵入承認書、移入承認書、総保入承認書のほか、貨物の引取りが確実と認められるその他の書類をいう。

(質権又は留置権を有していた者の確認)

83—4 収容貨物解除承認申請書には、令第 71 条第 2 項《収容貨物解除承認申請書の添付書類》に規定する承諾書の添付を必要とするが、承諾書の添付のない場合において、保税蔵置場等に有償で寄託されたものについては、保税蔵置場等の管理において通常留置権を有するものであり、また、その寄託された保税蔵置場が発券倉庫である場合においては、倉庫証券が発行され質入されていることがあるので、保税蔵置場等の管理者に照会する等の方法によりこれらの質権又は留置権の有無を確認のうえ処理するものとする。

(収容貨物の一部についての収容解除)

83—5 収容した貨物については、その一部についても解除を承認することができるものとする。ただし、包装単位を更に分割し、又は通常取引単位数量を下ることとなる場合は、この限りでない。

(期間経過後における収容解除)

83—6 収容された貨物が、その収容が行われた後 4 月の期間経過後において法第 84 条第 1 項又は第 3 項《収容貨物の公売又は売却》の規定による公売又は売却の前にその貨物の収容解除の申請があつた場合には、その解除を承認して差し支えない。

(収容に要した費用)

83—7 令第 70 条の 2 第 1 項《収容に要した費用》に規定する収容に要した費用の範囲については、次による。

- (1) 保管に要した費用には、現場保管費用、寄託保管費用、税関内収容倉庫の保管費用等を含む。
- (2) 収容倉庫への運搬費には、借り上げた自動車の費用、人夫賃等を含み、官用車を使用した場合の費用、税関職員の費用等は含まない。
- (3) 収容の公告費には、新聞、官報等に掲載した費用を含み、税関内掲示場に掲示した場合の費用等は含まない。
- (4) 通信費には、本人に対する通信費等を含み、官庁等に対する依頼通信費等は含まない。

(収容貨物の公売等)

84—1 貨物を収容した後、法第 84 条第 1 項《収容貨物の公売》に規定する 4 月の期間を経過した場合においては、直ちに公売に付し、又は随意契約により売却するものとする。この場合における公売の方法は、一般競争入札による。

なお、価格を同じくする同種、かつ、大量の貨物を公売に付する場合においては、できるだけ令第 76 条《複数の落札者の決定》に規定する複数の落札方法によるものとし、収容貨物が所有者を異にするものであるとき又はその貨物が収容される際に質権又は留置権のあつたものであるときは、公売代金を関税等に充当した後における残金の所有者又は債権者に対する交付額の算定に当たつて支障を来すおそれがあるので、原則としてこれを一括して公売又は売却しないものとする。ただし、各口ごとの価格が少額であつて、上記の交付額の算定上支障がない場合には、一括公売して差し支えない。

(収容貨物の公売公告)

84—2 収容した貨物について法第 84 条第 1 項《収容貨物の公売》の規定により公売公告を行う場合は、令第 86 条の 2《公告の方法》の規定に従い、通常は税関内掲示場に掲示するものとし、必要があるときは、次の要領により官報又は日刊新聞に併せて公告するものとする。

- (1) 官報公告については、公売しようとする収容貨物が定率法第 16 条第 1 項各号《外交官用貨物等の免税》に掲げる外交官用貨物等である場合又は将来争いの生ずるおそれがあると認められる貨物について行う。
- (2) 新聞公告については、特に必要があるものについてのみ行うこととし、各税関の実情に応じ、公告の周知徹底に最も適当と思われる日刊新聞を選択する。

(収容貨物の公売公告の記載事項)

84—3 令第 72 条第 1 項《公売公告の記載事項》の規定により記載を必要とする事項のうち、「保証金に関する事項」とは、次の事項をいうものとする。

- (1) 公売保証金の金額
- (2) 公売保証金の納付期限
- (3) 令第 74 条第 9 項《納付保証金の国庫帰属についての公告》の規定により、買受人が買受代金を納付しない場合及び令第 73 条第 2 項《入札がなかったものとしてすることができる場合》の処分を受けた場合は、納付した公売保証金は国庫に帰属する旨。ただし、公売保証金を要しない場合は、上記事項に代えてその旨を記載するものとする。

(毒物、劇物及び腐敗食品等の処理)

84—4 法第 84 条第 1 項《収容貨物の公売》に規定する 4 月の期間を経過した収容貨物が法第 70 条《証明又は確認》の規定により、他省庁の許可、承認等を要する貨物であり、公売に付することについて問題があると認められる場合には、担当省庁に照会等のうえ処理するものとする。

(公売公告の期間の短縮に関する用語の意義)

84—5 令第 72 条第 2 項《公売公告の期間の短縮》にいう「不相応の保存費を要し」及び「その価格を著しく減少する」の意義については、次による。

- (1) 「不相応の保存費を要し」とは、当該貨物の価格に比し多額の保存費を要することをいい、例えば、き損品、半製品等その価格の低廉なもので相当の保存費を要する場合、又は生鮮食料品、その他腐敗変質のおそれがある化学薬品等で、その保管のために特殊な保管設備を要し、このため相当額の保存費を要する場合をいう。
- (2) 「その価格を著しく減少する」とは、当該貨物を速やかに公売又は売却しない場合には、その価格が著しく減少することをいい、例えば、生鮮食料品、クリスマス用品その他の季節用品等の場合をいう。

(「公売に付することができない貨物」の意義)

84—6 法第 84 条第 3 項《収容貨物の随意契約による売却》にいう「公売に付することができない貨物」とは、麻薬、銃砲、毒物、劇物その他公売に付しても一般人が買い受けることができないものをいう。

なお、これらの貨物が随意契約により売却される場合の買受人は、当該物品を買い受けることを法令によつて認められている者とする。

(予定価格の決定)

84—7 令第 74 条第 3 項に規定する予定価格の決定の際に勘案される同種又は類似の貨物の価格は、国内卸売価格とする。

(再公売)

84—8 令第 76 条の 2《収容貨物の再公売》の規定による再公売は、法第 84 条第 2 項《腐敗貨物等の公売期間の短縮》に規定する場合を除き、少なくとも 1 回行うものとする。ただし、貨物の性質及び数量に照らして適当であると認め再公売に代えて令第 78 条第 4 項《あらかじめ公告した価格による収容貨物の売却》により売却するときは、この限りでない。

(あらかじめ公告した価格により売却することができる場合の取扱い)

84—9 令第 78 条第 4 項《あらかじめ公告した価格による売却》によるあらかじめ公告した価格により売却する場合の公告方法及び公売期間の取扱いについては、次による。

- (1) 公告方法については、令第 72 条《公売の公告》の規定に準じて行う。
ただし、その記載事項の中には売却価格（直前の公売に付するときに定めた予定価格以上の価格）を記載することとなるが、その記載方法は、全部の物品の価格を記載することが困難なときは、主な物品の価格を例示するにとどめ、個々の物品の価格は売却のため展示する際に付する旨注記しておくことができる。
- (2) 売却の期間は、1 週間の範囲内で適当と認められる期間を指定して行う。

(公告した価格により売却できなかつた場合の予定価格の変更)

84—10 収容した貨物を公告した価格により売却できなかつた場合において、予定価格の変更を要するときは、便宜、随意契約による売却を行わなかつたものとして再公売を行い、更に令第 78 条第 4 項《あらかじめ公告した価格による売却》による売却を行うことができるものとする。

なお、予定価格の変更を行う場合には再公売を行う必要があるので、留意する。

(特殊用途のみに供される貨物のスクラップ化を条件とした公売)

84—11 特殊用途のみに供される航空機部品、自動車部品等で、公売の結果買受人がなかつた場合は、再公売の際、保税地域でのスクラップ化を条件として公売を行つて差し支えない。

(随意契約における保証金の納付免除)

84—12 令第 78 条第 3 項《随意契約による売却の手続》の規定により保証金の全部を免除することができる場合は、売却代金を即納させる場合及び契約の相手方が国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人である場合に限るものとする。

(収容貨物の廃棄)

84—13 法第 84 条第 5 項《収容貨物の廃棄》の規定により収容貨物を廃棄する場合の取扱いは、次による。

- (1) 同項にいう「その他やむを得ない理由により著しく価値が減少したもの」とは、収容貨物が流行おくれ又は陳腐化等により本来の用途又はその貨物の性状に応じた他の用途のいずれにも供されることがないと認められることとなつたこと等の理由により商品的価値が著しく減少したものをいう。
- (2) 上記(1)の収容貨物については、少なくとも1回は公売に付し、その結果買受人がない場合に廃棄する。ただし、腐敗又は変質した収容貨物で明らかに本来の用途にも他の用途にも供されることがないと認められるものについては、公売に付することなく廃棄して差し支えない。
- (3) 令第79条《収容貨物の廃棄の公告》の規定による公告に際しては、その「事由」の中に、買受人がなかつたことを明記する。

(公売代金等の充当)

85—1 法第85条第1項の規定により売却代金をもって売却に要した費用、収容に要した費用、収容課金、関税及びその他の国税並びに地方消費税に充当する場合における取扱いは、次による。

- (1) 収容貨物を公売又は売却した場合、保税監督部門では公売又は売却に要した費用、収容に要した費用、収容課金その他参考となるべき事項を記載した明細書(例えば、「収容貨物公売調書及び代金明細書」等)を作成の上、収納担当部門へ通知する。
- (2) 公売又は随意契約により売却した貨物の課税価格は、落札価格を国内販売価格として定率法第4条の3第1項第1号の規定により算出した課税価格とする。この場合において、落札が令第76条に規定する複数の落札の方法によるものであるときは、各落札の単価を加重平均して得た額を落札価格とする。
- (3) 公売の口数を異にする貨物を一括して公売公告した場合においては、公告に要した費用は、公売代金等に比例してあん分して充当する。
- (4) 公売代金等の充当について不足額を生じたときは、充当の順序と反対の順序により欠損として処理する。

(公売又は売却に要した費用等に関する用語の意義)

85—2 法第85条第1項《公売代金等の充当》にいう「公売又は随意契約による売却に要した費用」及び「その他の国税」の意義については、次による。

- (1) 「公売又は随意契約による売却に要した費用」とは、公売又は随意契約による売却のための貨物の運搬費、公売公告の新聞掲載料及びその文書の送達費、公売の場所又は器具の使用料等をいう。
- (2) 「その他の国税」とは、公売又は随意契約により売却された貨物を保税地域から引き取る際に課せられる内国消費税をいう。

(貨物の所有者への残金の交付)

85—3 法第 85 条第 1 項《公売代金等の充当及び交付》の規定により、貨物の所有者に残金の交付をする場合の取扱いは、次による。

(1) 令第 80 条第 1 項《貨物の所有者への残金の交付》の規定により提出させる「その権利を証する書類」とは、船荷証券、預り証券及び質入証券、倉荷証券、貨物引換指図書、入庫案内書又はこれらに類する書類をいう。

なお、当該書類に係る貨物について、有価証券（船荷証券、預り証券及び質入証券又は倉荷証券等）が発行されているときは、質権者より既に提出されている場合を除き、その有価証券を所有者から必ず提出させる。

(2) 上記(1)に掲げる書類の提出があつた場合における貨物の所有者への残金の交付は、法第 85 条第 2 項《質権者又は留置権者への残金の交付》の規定により所有者に先立つて交付すべき質権者又は留置権者がいないことが確認できるときに限り行うこととし、この場合における確認手続は、次による。

イ 質権者又は留置権者の有無については、貨物の収容の日から公売又は売却の日までの間においてあらかじめ調査する。

ロ 上記イの調査をした結果、なお、質権者又は留置権者のないことにつき疑義がある場合においては、所有者に先立つて交付すべき質権者又は留置権者がいない旨（質権者又は留置権者があつた場合において、既に優先弁済を受けているときは、その者以外にない旨）の誓約書を所有者から徴取する。

(3) 貨物の所有者から上記(1)によりその権利を証する書類が提出される場合において、その書類に記録されている貨物の一部の数量についてのみ公売又は売却が行われているときは、所有者からその提出書類の原本及び写しを提出させることとし、残金を交付するとき、これらの書類の裏面にその一部の数量について法第 85 条第 1 項の規定により所有者に公売代金の残金を交付した旨を記載して、原本は所有者に返還する。

（質権者又は留置権者への残金の交付）

85—4 法第 85 条第 2 項《質権者又は留置権者への残金の交付》の規定により質権者又は留置権者に残金の交付をする場合の取扱いは、次による。

(1) 令第 80 条第 2 項《質権者又は留置権者の権利を証する書類の提出》に規定する「その権利を証する書類」とは、質入証券、質入裏書のある倉荷証券、所有者が保管料の額について同意している旨の同意書を添付した保管料請求書又はこれらに類する書類をいう。

(2) 前記 85—3 の(2)イの調査の結果、質権者又は留置権者があることが明らかな場合において、収容した貨物の公売又は売却の日から 10 日以内に当該質権者又は留置権者が上記(1)に掲げる書類の提出がないときは、それらの者に口頭又は文書をもつて期間内に書類の提出を求める。

(3) 質権者又は留置権者が法第 85 条第 2 項の規定による残金の交付を受ける場合において、その残金の額が質権又は留置権により担保されていた債

権の額に達せず、かつ、その交付を受けるべき権利者が 2 人以上あるときは、上記(1)の「その権利を証する書類」に記載されている債権のそれぞれの額のその総額に対する割合に応じて残金の額をこれらの権利者に交付する。

- (4) 商法（明治 32 年法律第 48 号）第 789 条《共同海損の分担》に規定する共同海損分担請求権は、法第 85 条第 2 項に規定する質権又は留置権には含まれないので、公売残金等を所有者に交付するに先立つてその分担金相当額を共同海損精算人に交付することのないよう留意する。

（充当の通知）

- 85—5 法第 85 条第 1 項《公売代金等の充当》及び同条第 2 項《質権者又は留置権者への残金の交付》の規定により、公売又は売却代金をもつて公売又は売却に要した費用、収容に要した費用、収容課金、関税及びその他の国税並びに地方消費税に充当し、又は質権者又は留置権者に残金を交付したときは、その明細を「充当明細書」（C—6040）により、貨物の公売又は売却の際における当該貨物の所有者に通知する。

なお、当該貨物の所有者が不明の場合には、当該充当明細書は歳入歳出外現金出納官吏が整理保管するものとする。

（貨物の所有者不明の場合における留置権者への残金の交付）

- 85—6 法第 85 条第 2 項《質権者又は留置権者への残金の交付》において、収容のうえ公売又は売却された所有者不明の貨物に対する運賃及び保管料に係る債権に基づき、その留置権者から公売代金等の残金交付の請求があつた場合における取扱いは、次による。

- (1) 運賃債権については、所有者不明の貨物のうち、同一の船舶で積載されてきた同種の貨物であつて当該貨物と同一口として船積みされたものが数量超過したため、所有権の帰属が明確でなくなつたと認められるもの限り、船会社から次に掲げる書類を添えて運賃交付の請求があつたときは、これらの書類を前記 85—4 の(1)にいう「これらに類する書類」として取り扱う。

イ 同一口として運送されたと認められる同種の貨物についての船荷証券（又は運送契約書）で、運賃はシッパーの告知に係る数量によることとし、陸揚地において当該数量を超過することが明らかになつた場合には、不足運賃を徴収する旨の特約があるもの

ロ トレーサー（揚荷事故照会書）、その他その貨物が船積地以外の地における受渡しの過誤に係るものでないことを証する書類

ハ その貨物についての入庫通知書（入庫案内書、入庫報告書）、寄託依頼書又はこれらに類する書類

- (2) 保管料については、倉庫業者が前記 85—4 の(1)に規定する「所有者が保管料の額について同意している旨の同意書を添付した保管料請求書」を

提出することはできない場合において、次に掲げる書類を添付して保管料の交付請求があつたときは、これらの書類を前記 85—4 の(1)にいう「これらに類する書類」として取り扱う。

イ その貨物についての預り証、入庫通知書（入庫案内書、入庫報告書）、寄託依頼書又はこれらに類する書類

ロ 保管料請求書（船会社から寄託されたものについては、当該船会社の保管料額についての同意書を添付したもの）

ハ トレーサー、その他その貨物についての所有権を有する者を確知することができないことを証する書類（倉主がその貨物の所有者を確認できない旨の誓約書を含む。）

- (3) これらの取扱いをする場合には、税関において当該貨物に係るマニフェスト（又は訂正マニフェスト）、ボートノート等とも対照して当該貨物に係る運賃又は保管料についての留置権が存在していたことを確認するとともに、交付請求に係る運賃又は保管料が他の同種の貨物に係る運賃又は保管料等と比較して妥当なものであることを確認する。

（残金を供託する場合）

85—7 法第 85 条第 3 項《公売代金等の供託》の規定により残金を供託する場合の令第 80 条第 3 項《残金の供託》の適用については、次による。

- (1) 令第 80 条第 3 項第 1 号《質権者等が公売又は売却の日から 20 日以内にその権利を証する書類を提出しない場合》に規定する「書類を提出しないとき」には、提出された書類が前記 85—4 の(1)に定める「その権利を証する書類」と認められないときを含む。

- (2) 令第 80 条第 3 項第 1 号にいう「法第 85 条第 2 項に規定する金額」とは、質権又は留置権を有する者が 2 人以上ある場合において、そのうちの 1 部の者について「その権利を証する書類」が提出されていないときは、その者に係る分の金額をいう。

- (3) 令第 80 条第 3 項第 2 号《所有者又は質権者等が残金の交付を拒否した場合等》にいう「税関長がこれを受け取るべき者を確知することができない場合」とは、例えば、次のような場合をいう。

イ 公売代金等の額が確定しない分を含めての債権の総額に達しない場合で、その債権の額の一部が確定しないため、前記 85—4 の(3)に定める債権額の割合に応ずる交付ができない場合

ロ 所有者に交付すべき残金がある場合において、その所有者からその権利を証する書類が提出されない場合

ハ 所有者に先立つて交付すべき質権又は留置権を有する者の存在について疑義があるため税関において調査中の場合

- (4) 令第 80 条第 3 項第 2 号にいう「交付すべき金額を受け取るべき者がこれを受け取ることを拒み、若しくは受け取ることができない場合」とは、残金の交付を受け取るべき質権者、留置権者又は所有者がその交付される

金額を不満としその受取りを拒んだ場合又はこれらの者が旅行その他の理由により受取りができない場合等をいう。

（供託書の記載事項）

85—8 令第 80 条第 3 項《公売代金等の供託》の規定により公売代金等の残金等を供託する場合においては、供託法（明治 32 年法律第 15 号）及び供託規則（昭和 34 年法務省令第 2 号）の定めるところによるものとし、この場合における供託書の記載事項については、次の点に留意する。

- (1) 「供託者氏名」欄には、税関長又は税関支署長の名を記載する。
- (2) 「供託の原因たる事実」及び「供託を義務付け又は許容した法令の条項」欄には、令第 80 条第 3 項第 1 号《質権者等が公売又は売却の日から 20 日以内にその権利を証する書類を提出しない場合》又は第 2 号《所有者又は質権者等が残金の交付を拒否した場合等》の規定による供託である旨を明記するとともに当該条項を記載する。
- (3) 質権者、留置権者又は所有者が確知し得ない等のため供託する場合においては、「供託物の還付を請求し得べき者」欄には、例えば、「某貨物の収容の際における質権を有していた者若しくは留置権を有していた者又はその公売（随意契約による売却）の際における貨物の所有者」のように記載する。

（供託金の処理）

85—9 供託金の処理は、次により行う。

- (1) 令第 80 条第 3 項第 2 号《所有者又は質権者等が残金の交付を拒否した場合等》の規定により、公売代金の残金を供託した場合において、供託規則第 22 条第 1 項《供託物払渡請求書の提出》の規定により供託金の還付を受けるため、税関にその権利を証する書類を提出し供託金受取者として指定の請求をする者があるときは、その提出した書類等により審査し、権利者であることを確認できるものは、速やかにその請求者を供託金受領者として指定する手続をとる。
- (2) 供託金受領者から供託原因が消滅したことを証する書類を付して供託解除の請求があつた場合において、この請求が適法と認められるときは、その請求者に「供託原因消滅証明書」（C—1120）及び「供託金受領証」を交付する。

（留置証等）

86—1 法第 86 条第 1 項《旅客等の携帯品の留置》に規定する「留置証」は、「携帯品留置証」（C—6020）によるものとし、令第 81 条《留置された貨物についての準用規定》に、規定する申請書は、「留置貨物返還申請書」（C—6030）によるものとする。

（「貨物の引取りが確実であることを証する書類」の範囲）

86—2 法第 86 条第 2 項《留置された旅客等の携帯品の返還》又は法第 87 条第 2 項《原産地虚偽表示のため留置された貨物の返還》の規定により返還申請する場合及び令第 81 条《留置された貨物についての準用の規定》において準用する令第 71 条《収容の解除の承認申請》にいう「貨物の引取りが確実であることを証する書類」とは、留置原因の消滅を証する書類（例えば、積戻し許可書）のほかそれぞれの場合に応じ、旅客又は乗組員の携帯品については積戻しの誓約書、原産地を偽った表示がされている貨物については、表示の抹消又は訂正の誓約書等をいうものとする。

（収容貨物についての取扱いの準用）

88—1 法第 88 条《収容についての規定の準用》の規定により留置について準用されることとされている法の各条文に関する取扱いについては、それぞれそれらの条文につき規定しているこの通達の取扱いに準ずる。